

岩手県告示第811号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成20年11月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 基本測量を実施する地域 北上市、一関市、和賀郡西和賀町及び胆沢郡金ケ崎町
- (2) 基本測量を実施する期間 平成20年12月3日から平成21年3月31日まで
- (3) 基本測量を実施する種類 基本測量（精密測地網高精度三次元測量）
- 2 (1) 基本測量を実施する地域 一関市、陸前高田市、奥州市、東磐井郡藤沢町及び気仙郡住田町
- (2) 基本測量を実施する期間 平成20年12月3日から平成21年3月31日まで
- (3) 基本測量を実施する種類 基本測量（電子基準点への標高取付水準測量）
- 3 (1) 基本測量を実施する地域 一関市、奥州市、胆沢郡金ケ崎町及び西磐井郡平泉町
- (2) 基本測量を実施する期間 平成20年12月3日から平成21年3月31日まで
- (3) 基本測量を実施する種類 基本測量（機動観測高精度三次元測量）